

西之表市立安納小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月策定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。
 そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

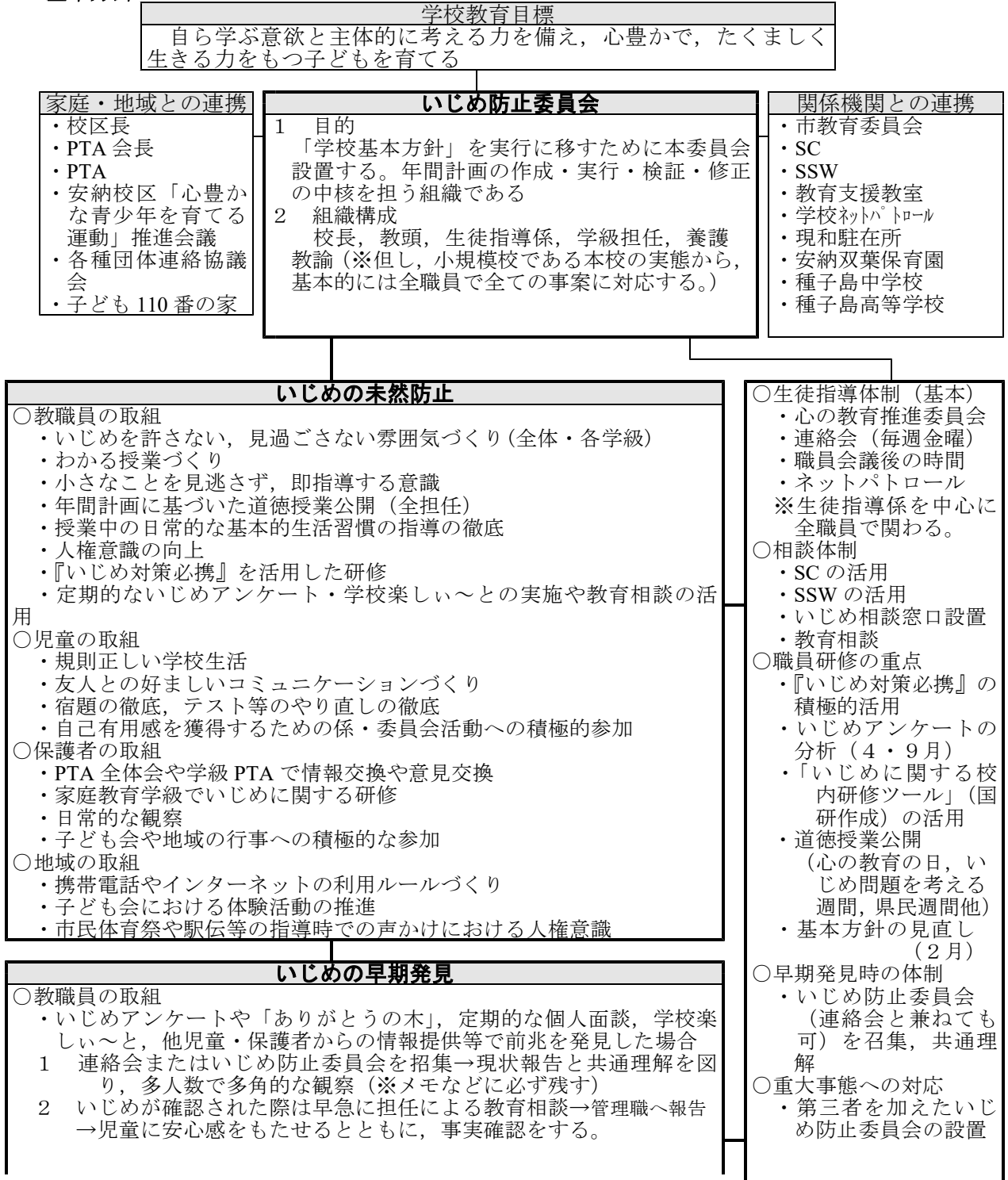
2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第十三条により、安納小学校の全ての児童が、いじめのない安心して充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもに起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

4 基本方針



<事実確認項目>

- ①誰が誰をいじめているのか ②いつ、どこで起こったのか
 ③どんな内容のいじめか、どんな被害があったのか。
 ④いじめのきっかけは何か ⑤いつから始まったのか

- 児童の取組
 ・悩みがあれば、我慢せずに担任や養護教諭に相談
 ・悩んでいる友達がいれば、話を聞いてあげるとともに、一緒に担任や養護教諭のところに行って相談できるように促す。
- 保護者の取組
 ・日常的な観察（細かい変化を見逃さない）
 →気になったことはすぐ担任・学校に相談
- 地域の取組
 ・登下校時の児童の様子について、学校に情報提供

いじめに対する措置

○教職員の取組

- ・いじめ防止委員会を立ち上げ、対応を判断する。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認とともに、まず辛い気持ちに共感し、心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ・自尊心を高めるような言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況について十分聞き、背景にも目を向けて指導する。 ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。 ・学校の指導方針を伝達し、今後の対応について協議する。 ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。



<重大事態の発生>

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企画した等）
 ② 年間30日以上以上の期間を欠席することを余儀なくされている疑い

◎ 学校を調査主体とした場合

- 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集
 - ・記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告
 - 【報告：学校長→市教育委員会→市長】
- 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供
 - ・適時、適切な方法で、経過報告する。
 - ・個人情報に十分配慮する。（※個人情報を楯に説明を怠らないこと）
 - ・アンケート実施する際は、その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明をしておく。

◎ 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

- ・学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

○児童の取組

- ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめは絶対にゆるさないという思いを繰り返し確認する。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
- ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友人の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
- ・マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみinnで話し合う機会をもつ。

○保護者の取組（※教職員の取組 参照）

- ・学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
- ・学校へ情報提供をする。

【いじめ防止に関する年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	教科・道徳・特活等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修・会議	PTA・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画の検討 1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成 いじめ問題を考える週間の取組検討 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（校内版） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを考える週間の実施 1・2学 1・2年生になって 3・4学 新学年を迎えて 5・6学 高学年になって <p>【道徳：一年を通した重点項目】</p> <p>1・2年 友情・信頼、礼儀</p> <p>3～6年 友情・信頼、礼儀、相互理解・寛容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 1年生を迎える会 児童集会 委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科における指導計画の確認 メールの使い方（5・6年） <p><u>*情報モラルは全学年1回は道徳の学習で実施することとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針確認 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 総会
5	<ul style="list-style-type: none"> 実態に基づいた対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校楽しい～と」活用 	<ul style="list-style-type: none"> 春の一日遠足 修学旅行・宿泊学習（隔年） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 全体会 道徳授業参観 学級PTA
6	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 人権週間 学校関係者評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 悩み相談アンケート いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教室 2国 スイミー 心の教育の日設定 交流学習（5・6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯・ネット利用状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA ふれあい花園 花植え
7	<ul style="list-style-type: none"> 評価アンケート実施 			<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA
8	<ul style="list-style-type: none"> 評価アンケート分析 2学期の活動計画の検討 						<ul style="list-style-type: none"> 職員研修 2学期の活動計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもみこし
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間の取組検討 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（たのシート） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを考える週間の実施 大運動会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA
10			<ul style="list-style-type: none"> 1国 くじらぐも 2国 お手紙 秋の一日遠足 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 人権週間 学校関係者評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（児童・保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい花園 花植え
12	<ul style="list-style-type: none"> 評価アンケートの実施、分析 3学期の活動計画の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 1国 ずうとずと大好きだよ 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA しめ縄づくり 門松づくり
1			<ul style="list-style-type: none"> 交流給食 なわとび大会 5社 広がる情報ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA このみやじょう
2	<ul style="list-style-type: none"> 評価アンケートの実施、分析 学校関係者評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（校内版） 	<ul style="list-style-type: none"> 持久走大会 新一年生体験入学 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> さとうすめ
3	<ul style="list-style-type: none"> 年間の取組の検証 次年度活動計画案作成 		<ul style="list-style-type: none"> お別れ遠足 	<ul style="list-style-type: none"> 児童代表保健委員会 児童集会 委員会活動 6年生を送る会 			<ul style="list-style-type: none"> 職員朝会（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級PTA